

証券コード3600
2019年6月12日

株 主 各 位

京都市北区平野宮本町5番地

株式会社 フジックス

代表取締役社長 藤井 一郎

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送願います。(当社の議決権行使期限は、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分であります。)

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 京都市上京区新町通中立売下る仕丁町330番地
京都ブライトンホテル地下1階 麗華の間
(末尾の会場ご案内略図を参照下さい。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

3. 目的事項

報告事項

1. 第70期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fjx.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎事業報告の「会社の体制及び方針」及び連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.fjx.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査役、会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、強固な経営基盤のもとに、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としており、引き続き収益力の回復に努めて、長期安定的に投資家のご期待に応えるよう努力を続けてまいります。

当期の期末配当金は、上記の基本方針に従い、1株につき62円50銭とさせていただきます。また、内部留保金につきましては、グローバル化が進展し、様々な状況変化が加速する当業界を見据えて、長期安定的な経営基盤構築のために有効に活用したいと考えております。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

| | |
|-------------|-------------|
| 当社普通株式1株につき | 金62円50銭 |
| 総額 | 86,048,000円 |

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第22条(社外取締役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 | 変更案 |
|---|---|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| 第 1 条～第 3 条 (条文省略) | 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) |
| (機関の設置) | (機関の設置) |
| 第 4 条 当社は取締役会、 <u>監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u> | 第 4 条 当社は取締役会、 <u>監査等委員会及び会計監査人を置く。</u> |
| 第 5 条 (条文省略) | 第 5 条 (現行どおり) |
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| 第 6 条～第 10 条 (条文省略) | 第 6 条～第 10 条 (現行どおり) |
| 第 3 章 株主総会 | 第 3 章 株主総会 |
| 第 11 条～第 16 条 (条文省略) | 第 11 条～第 16 条 (現行どおり) |
| 第 4 章 取締役及び取締役会 | 第 4 章 取締役及び取締役会 |
| (員 数) | (員 数) |
| 第 17 条 当社の取締役は 10 名以内とする。 | 第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は 10 名以内、 <u>監査等委員である取締役は 4 名以内</u> とする。 |

| 現 行 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(選 任) 第18条 取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行い</u>、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任 期) 第19条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は取締役の中から代表取締役を選定する。 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(選 任) 第18条 取締役の選任は株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任は累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) 第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現 行 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役及び各監査役に対しその通知を発する。 但し緊急の必要ある場合はこの限りでない。</p> <p>3. 取締役会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、<u>取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>5. 取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規則による。</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役に対しその通知を発する。 但し、緊急の必要ある場合はこの限りでない。 (現行どおり)</p> <p>4. 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>6. (現行どおり)</p> |

| 現 行 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(社外取締役との責任限定契約) 第22条 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> | <p>(取締役との責任限定契約) 第22条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(員 数) 第23条 当社の監査役は4名以内とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(選 任) 第24条 監査役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(任 期) 第25条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(常勤監査役) 第26条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(監査役会)</p> <p>第27条 監査役会を招集するには、会日から3日前までに各監査役に対しその通知を発する。但し緊急の必要ある場合はこの限りでない。</p> <p>2. 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役全員の過半数をもって行う。</p> <p>3. 監査役会の運営その他に関する事項については監査役会の定める監査役会規則による。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会)</p> <p>第23条 監査等委員会を招集するには、会日から3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。但し、緊急の必要ある場合はこの限りでない。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>2. 監査等委員会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p> |
| <p>第6章 計 算</p> | <p>第6章 計 算</p> |
| <p>第29条～第32条 (条文省略)</p> | <p>第24条～第27条 (現行どおり)</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|---|-------------|
| 1 | ふじ い ち ろう 藤井 一郎 (1958年2月1日生) | 1980年4月 当社入社 1985年3月 同取締役 1994年6月 同常務取締役 1996年6月 同代表取締役専務 1997年6月 同代表取締役副社長 1998年6月 同代表取締役社長（現任） | 44,000株 |
| | | 藤井一郎氏は、1985年3月以来、当社の取締役として要職を歴任し、1998年以降は当社の代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり当社の経営に携わり、事業全般に精通しております。今後も中長期の企業価値向上のために引き続き取締役への選任をお願いするものであります。 | |
| 2 | やま もと かず よし 山本 和良 (1950年11月6日生) | 1974年4月 株式会社京都銀行入行 2006年12月 当社入社 管理部長 2007年6月 同取締役管理部長 2016年6月 同専務取締役管理部長 2018年4月 同専務取締役（現任） | 2,000株 |
| | | 山本和良氏は、当社の取締役管理部長を歴任し、当社及び国内外の連結子会社の経営管理とガバナンス体制の強化に努めてまいりました。今後も社長補佐としてさらにグループ全般の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。 | |
| 3 | き むら のり お 木村 宣夫 (1956年12月25日生) | 1980年3月 当社入社 2006年6月 上海富士克制線有限公司 生産部長 2016年4月 当社生産本部長 2016年6月 同取締役生産本部長 2018年6月 同取締役生産部長（現任） | 3,600株 |
| | | 木村宣夫氏は、長年当社の生産部門、研究開発部門に携わり、中国子会社の生産部門の要職を歴任するなど、グローバル化する当社グループの生産業務に精通しております。今後も当社グループの生産全般の統括を通して、当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|---|-------------|
| 4 | 川嶋 伸久 (1959年5月12日生) | 1982年4月 当社入社 2003年10月 上海富士克貿易有限公司 総経理 2010年1月 上海富士克制線有限公司 営業部長 2015年1月 当社アパレル資材部長 2016年6月 同取締役アパレル資材部長(現任) | 2,020株 |
| | | 川嶋伸久氏は、中国販売子会社の要職を歴任するなど、主に当社の工業用縫い糸の販売業務に精通し、現在は当社グループの工業用縫い糸の国内外における営業全般を統括しております。今後もこれらの統括を通して当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。 | |
| 5 | 松尾 勇治 (1972年6月25日生) | 2003年12月 当社入社 2009年4月 同財務課長 2010年2月 同経営企画室長兼財務課長 2018年4月 同理事管理部長兼財務課長 2018年6月 同取締役管理部長兼財務課長(現任) | 2,000株 |
| | | 松尾勇治氏は、長年当社の財務部門に携わり、経営企画室長を歴任するなど、当社の財務企画部門に精通しております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。 | |
| 6 | 藤井 翔太 (1988年1月19日生) | 2010年4月 株式会社京都銀行入行 2015年4月 当社入社 経営企画室長代理 2018年4月 同理事経営企画室長 2018年6月 同取締役経営企画室長(現任) | 17,400株 |
| | | 藤井翔太氏は、金融機関での勤務経験を通じて、企業のガバナンスなど経営について有用な知見を有しております。また、経営企画室長を務めており、当社グループの経営企画全般に精通しております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。 | |

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|--|---|-------------|
| 1 | すぎやま ひろゆき 山 広 幸 (1954年8月3日生) | 1977年3月 当社入社 1998年3月 上海富士克貿易有限公司総経理 2005年3月 営業本部営業二部長兼海外市場開拓室長 2007年4月 営業本部アパレル資材部長 2010年1月 営業本部営業開発部長 2012年6月 FUJIX VIETNAM CO.,Ltd. 取締役社長 2014年1月 営業本部アパレル販促担当部長 2015年6月 当社常勤監査役(現任) | 2,400株 |
| 山広幸氏は、永年にわたり販売部門の責任者や海外子会社の責任者などの当社グループ内の要職を歴任し、当社グループの業務に精通しております。また、常勤監査役として、当社グループの業務の適正性の確保に努めてきました。当社グループのガバナンス体制の強化のために、取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 2 | 【社外】 やま だ よし のり 山 田 善 紀 (1973年3月23日生) | 2002年4月 公認会計士登録 2006年6月 税理士登録 2011年7月 税理士法人川嶋総合会計 代表社員就任(現任) 2015年6月 当社 社外取締役(現任) 2016年11月 株式会社トーセ 社外監査役(現任) 2017年6月 株式会社たけびし 社外取締役(監査等委員)(現任) | — 株 |
| 山田善紀氏は、公認会計士並びに税理士としての専門知識や経験を当社グループ全般の経営及びガバナンス体制の強化に活かしているだけでなく、客観的立場から経営を監督しております。今後も引き続き適切な助言と経営の監督をいただけるものと判断し、社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|--|--|-------------|
| 3 | 【社外】 よし だ かおる 吉 田 薫 (1957年8月23日生) | 1982年10月 司法試験合格 1985年3月 司法研修所卒業 1985年4月 弁護士登録 1990年9月 吉田薫法律事務所開業 2015年5月 当社 仮監査役 2015年6月 当社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 吉田薫法律事務所代表 | — 株 |
| 吉田薫氏は、従前から社外監査役として、弁護士としての専門知識や経験を当社グループ全般の経営及びガバナンス体制の強化に活かしているだけでなく、客観的立場から経営を監督しております。今後も引き続き適切な助言と経営の監督をいただけるものと判断し、社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 山田善紀氏並びに吉田薫氏は社外取締役(監査等委員)候補者であります。
なお、当社は山田善紀氏及び吉田薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山田善紀氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 吉田薫氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年1ヶ月となります。
5. 山田善紀氏が代表社員を務める税理士法人川嶋総合会計と当社は顧問契約を締結しておりますが、その年間契約料は同法人及び当社の営業収益からみて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
6. 当社は山田善紀氏及び吉田薫氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|---|-------------|
| くにまつじいち 国松治一 (1957年6月8日生) | 1985年10月 司法試験合格 1988年3月 司法研修所卒業 1988年4月 弁護士登録 1994年4月 国松法律事務所開業 (重要な兼職の状況) 国松法律事務所代表 | — 株 |
| 国松治一氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしましたのは、同氏の弁護士としての専門知識、経験及び中立性を監査機能の強化に活かしていただけると判断したためであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 | | |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 国松治一氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者であります。
3. 国松治一氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 国松治一氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、1991年3月14日開催の第41期定時株主総会において、年額1億2,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を年額1億2,000万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名(内、社外取締役2名)であります。第2号議案「定款一部変更の件」

及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額4,000万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本定時株主総会終結の時をもって退任される取締役八木康雄氏及び監査役中野雄介氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金の贈呈をいたしたくご承認をお願いするものであります。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 略歴 |
|-------------------------------------|----------------------|
| 八 木 康 雄 <small>やぎ やすお</small> | 2016年6月 当社 社外取締役（現任） |
| 中 野 雄 介 <small>なか の ゆうすけ</small> | 2011年6月 当社 社外監査役（現任） |

以 上

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、引き続き緩やかな回復基調で推移しましたが、通商問題を始め、わが国経済にも大きな影響を与える様々な地政学リスクの成り行きが懸念されるなど、先行きの不透明感は払拭されません。

また、消費はまだら模様で、地震、記録的猛暑、豪雨、台風などによる地域的な消費の落ち込みも見られるなど、特に当社グループが関連するアパレル・ファッション業界や手芸関連業界におきましては節約志向が続き、消費も慎重で、服飾材料である縫い糸の受注も全体として低調に推移しました。

このような環境のなか、当社グループは業績の回復に向けて引き続き対処すべき課題に取り組んでまいりましたが、昨今の様々なコストアップに対する当社グループ内での吸収努力も限界に達したことから、今春、販売価格全般の改正を実施するにあたり、本年3月を中心に価格改正前の駆け込み需要が見られました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は6,401百万円（前期比0.8%増）となりました。

一方利益面は、人件費の上昇や当社東京支店並びに京都本社社屋の建替えに伴う経費負担の増加等の減益要因の一方で、価格改正前の駆け込み需要の影響や販売促進費の節約、修繕費の減少等により、営業損失は42百万円（前期は39百万円の損失）、経常利益は30百万円（前期比11.5%減）となりました。

また、前期には当社の旧東京支店の不動産及び中国子会社が保有する不動産等の固定資産売却益を含め1,399百万円を特別利益に計上した一方で、当期には本社社屋建替えの意思決定に基づく仮事務所への移転費用、及び本社社屋等の固定資産の減損損失、並びに取り壊しに伴い発生すると見込まれる費用等を含め、合わせて217百万円を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は216百万円（前期は990百万円の利益）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

日本

当社グループにおきましては、事業年度の末日を、当社は3月末日、国内子会社は1月末日と定めており、2か月間のずれがあることや、それぞれの事業分野や販売地域も異なるために、各社ごとに状況の相違が見られるものの、当期の国内消費は、まだら模様が続き、特に当社グ

ループが関連するアパレル・ファッション業界や手芸関連分野では、購買行動の多様化や根強い節約志向に加え、地震、記録的猛暑、豪雨、台風などによる地域的な消費マインドの低下もあって、消費は慎重で、服飾材料である縫い糸の受注は総じて低調に推移しました。

また、昨今の人件費の上昇、原材料及び染料価格や運送費の上昇等、様々なコストアップに対する当社グループ内での吸収努力も限界に達したため、今春に販売価格の改正を実施するにあたり、当社において本年3月を中心に駆け込み需要が発生したこともあり、当セグメントの売上高は5,023百万円（前期比1.3%増）となりました。

また、利益面につきましては、上述のとおり、人件費の上昇や当社東京支店並びに本社社屋建替えに伴う経費負担の増加等もありましたが、駆け込み需要による増収や、販売促進費の節約、修繕費の減少等もあってセグメント損失は前期から若干回復して100百万円（前期は128百万円の損失）となりました。

アジア

当社グループに属する全ての海外子会社は、事業年度の末日を12月末日と定めており、当連結会計年度には海外子会社の2018年1月から12月までの業績が連結されております。

当期の日本向け衣料品のアジア地域における生産は、日本国内の衣料品の販売状況を背景に、全般には慎重で抑制傾向が続き、服飾材料である縫い糸の受注も伸び悩み、同業他社との販売競争も一段と激化しつつあります。

当社グループにおきましては、それぞれの海外子会社により、販売地域や市場も異なることから上記の影響も一様ではないものの、一部の取引先での発注調整等もあり、当セグメントの売上高は1,377百万円（前期比0.9%減）にとどまりました。

なお、同地域におきましても日本同様、今春に販売価格の改正を実施しておりますが、上述の通り決算期が異なる影響で当期には駆け込み需要等、価格改正に伴う影響は含まれておりません。

また、利益面につきましても、各子会社の状況には格差が見られますが、上述の減収の影響や経費の増加等もあり、セグメント利益は55百万円（前期比36.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は576百万円であり、その主なものは、当社の新東京支店の建物の取得価額245百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別 | 第 67 期 2016年3月期 | 第 68 期 2017年3月期 | 第 69 期 2018年3月期 | 第 70 期 2019年3月期 (当連結会計年度) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 6,864 | 6,326 | 6,352 | 6,401 |
| 経 常 利 益 (百万円) | △14 | 60 | 34 | 30 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円) | △2 | 28 | 990 | △216 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | △40銭 | 4円8銭 | 719円57銭 | △157円25銭 |
| 総 資 産 (百万円) | 10,923 | 10,281 | 11,765 | 11,118 |
| 純 資 産 (百万円) | 9,085 | 8,807 | 9,949 | 9,372 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 | 1,209円79銭 | 1,182円32銭 | 6,688円86銭 | 6,297円15銭 |

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが最も深く関わるわが国のアパレル・ファッション業界や手芸関連業界におきましては、近年のライフスタイルや価値観の変化に伴って、消費者の衣料品や手作り手芸に対するニーズや購買行動もより一層多様化が進みつつあります。

また、中国を始め東南アジア諸国におきましては、急速な経済成長の代償ともなってきた環境汚染に対する法規制等が昨今一段と強化されつつあります。

このように当社グループの事業に影響を与える国内外の様々な状況が大きく変わりつつあるなか、当社グループといたしましては、中長期的な縫い糸事業の環境について、次のように考えております。

(1) 工業用縫い糸の事業については、世界の縫製基地の一つとなっている中国を始め東南アジア諸国においては、国内外の同業者との販売競争が一段と激化しつつあることや、為替変動はもちろん、国家統治の変化や法律、税制などの突然の改定、急速な賃金上昇等を始めとする雇用環境の変化に加え、環境汚染に対する規制も年々強化されつつあることから、日本に比べて事業リスクは高いものの、中長期的には経済成長に伴う富裕層の増加により、同地域における高級衣料品や自動車等の更なる消費拡大が期待され、縫製品位や縫製効率の向上に不可欠な高品質な縫い糸や環境問題に配慮した縫い糸の需要の拡大が見込まれること、また同地域では、当社のシェアの低い欧米向け衣料品等の生産規模も大きいことから、今後もそれらのニーズを満たす縫い糸は販売拡大の余地がある。

一方、海外への生産移転と縫製従事者の減少により市場の縮小を余儀なくされている日本国内においては、縫製の省力化や効率化、縫製品の機能性向上に寄与する独自性や機能性の高い縫い糸や高質なサービスの提供により、シェアの拡大が可能である。

(2) 家庭用縫い糸の事業については、近年、国内の手作りホビー分野におけるソーイング(縫い物)需要は、ライフスタイルの変化や趣味の多様化などを背景に漸減傾向が続いてきたものの、オリジナリティや癒しの観点から見直されつつある手作りホビー(ハンドメイド)の一分野として潜在需要掘り起こしの余地がある。

また、海外市場については、欧米市場における当社製品のシェアは極めて低く、独自性の高い製品の開発や需要掘り起こしの有効な提案によって、シェア拡大の余地があるほか、中長期的に富裕層の増加が見込まれる中国を始め東南アジア諸国においては、手作りホビー市場の成長が期待できる。

当社グループは、これらの縫い糸事業の中長期的な環境を踏まえた上で下記の「会社の対処すべき課題」に取り組み、業績の向上と将来の成長を目指してまいります。

- (1) 国内外の環境保全対策も含めて引き続き独自の技術開発、製品開発に努め、家庭用から工業用、衣料用から非衣料用に至るまで、独自性があり、高品質且つ幅広い製品を有して製品競争力の強化と付加価値の増大を目指すこと
- (2) 事業のリスクを踏まえつつ、海外子会社とともにアジア地域での生産体制や販売拠点の整備や見直しに努め、日系企業として販売競争力を強化し、アジア事業の一層の拡大を図ること。
- (3) 国内連結子会社3社との連携を強化して、より一層シナジー効果を高めるとともに、衣料用・非衣料用ともに独自性や機能性の高い製品と高質なサービスの提供を通じて縫製業の支援に努め、工業用縫い糸の更なるシェア拡大を図ること。
- (4) 国内外の手芸関連市場に対してSNSなども活用しながら手作りホビー(ハンドメイド)の魅力を発信し、国内の新たな需要の掘り起こしに努めるとともに、独自の製品や蓄積したノウハウも活かして、欧米諸国も含む海外市場の開拓に努めること。
- (5) AIやIoTを活用して消費者やユーザー、取引先の購買行動の変化に対応するとともに、生産を始め業務の合理化・効率化を目指すこと。
- (6) 男女を問わず人材の育成と活性化の図れる環境を整備し、事業の円滑な継続を目指して技術やノウハウの継承を行うこと。
- (7) 社会的信頼の維持はもとより、環境負荷の軽減をはじめ、企業としての社会的責任を果たすこと。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------|------------|----------|---------------------|
| 株式会社 F T C | 100百万円 | 100% | 縫い糸の製造・販売 |
| 株式会社 シオン | 50百万円 | 100% | 縫い糸・刺しゅう糸の販売 |
| 株式会社ニットマテリアル | 50百万円 | 100% | 衣料原材料・縫い糸の販売 |
| 上海富士克制線有限公司 | 6,900千米ドル | 70% | 縫い糸・刺しゅう糸の製造・販売 |
| 上海富士克貿易有限公司 | 1,250千米ドル | 100% | 縫い糸・刺しゅう糸の販売 |
| 上海新富士克制線有限公司 | 1,000千元 | (90%) | 縫い糸・刺しゅう糸の販売 |
| 富士克國際(香港)有限公司 | 3,500千香港ドル | 100% | 縫い糸・刺しゅう糸の販売 |
| 上海福拓線貿易有限公司 | 25百万円 | (100%) | 縫い糸の販売 |
| 常州英富紡織有限公司 | 315百万円 | 90% | 縫い糸の撚糸加工 |
| FUJIX VIETNAM CO.,Ltd. | 650千米ドル | 100% | 縫い糸・刺しゅう糸の販売 |
| FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd. | 100百万パーツ | 70% | 縫い糸の製造/縫い糸・刺しゅう糸の販売 |

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)を示しております。

③企業結合の経過及びその成果

当社の連結子会社は上記の11社(国内3社、海外8社)であります。なお、企業結合の成果については、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、家庭用縫い糸及び工業用縫い糸・刺しゅう糸並びに各種糸の製造、販売を主たる事業としております。また、これらの原材料及び半製品の販売並びに手芸関連商品及び縫製副資材等の販売も行っております。

| 区 分 | 主 要 製 品 |
|-----------|--|
| 家 庭 用 製 品 | 合織ミシン糸・手縫い糸・刺しゅう糸 絹ミシン糸・手縫い糸、手芸用各種糸 |
| 工 業 用 製 品 | 合織ミシン糸・刺しゅう糸 |
| そ の 他 製 品 | 合織撚糸半製品、合織染色半製品 手芸関連商品、縫製副資材 |

(8) 企業集団の主要拠点等

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------------------|----------------|
| 本社（営業部、管理部） | 京都市北区（注1） |
| 当社東京支店（営業部） | 東京都豊島区（注2） |
| 当社滋賀事業所（生産部、物流部、研究開発室） | 滋賀県東近江市 |
| フジックスグループ東北物流センター | 秋田県横手市 |
| 株式会社FTC | 京都市北区（注1）ほか2拠点 |
| 株式会社シオン | 秋田県横手市 |
| 株式会社ニットマテリアル | 山梨県甲府市 |
| 上海富士克制線有限公司 | 中国・上海市 |
| 上海富士克貿易有限公司 | 中国・上海市 |
| 上海新富士克制線有限公司 | 中国・上海市ほか3拠点 |
| 富士克國際（香港）有限公司 | 中国・香港 |
| 上海福拓線貿易有限公司 | 中国・上海市 |
| 常州英富紡織有限公司 | 中国・溧陽市 |
| FUJIX VIETNAM CO.,Ltd. | ベトナム・ホーチミン市 |
| FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd. | タイ・バンコクほか1拠点 |

（注1）京都市北区は登記上の本社所在地であります。社屋の建て替えのため実際の業務は京都市下京区で行っております。

（注2）当社東京支店は2019年3月18日付にて東京都豊島区に移転いたしました。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

| 区 分 | 従業員数 | 前期末比増減 |
|-----|-------|--------|
| 男 性 | 195 名 | 8名減 |
| 女 性 | 246 | 2名減 |
| 合 計 | 441 | 10名減 |

(注) 従業員数には、当社グループ外からの出向者（1名）が含まれております。

②当社の従業員数

| 区 分 | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|-------------|------|--------|---------|-----------|
| 男 性 | 62 名 | 6名減 | 48.2 | 16.5 |
| 女 性 | 64 | — | 44.8 | 15.7 |
| 合 計 又 は 平 均 | 126 | 6名減 | 46.5 | 16.1 |

(注) 従業員数には、子会社への出向者（6名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 1,468,093株（うち自己株式91,325株）

(2) 株 主 数 586名

(3) 大 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|----------------------|---------|
| 株 式 会 社 F J 興 産 | 158,600 ^株 | 11.52% |
| 藤 井 多 鶴 子 | 115,400 | 8.38 |
| 小 原 京 子 | 86,000 | 6.25 |
| 鈴 木 直 子 | 68,400 | 4.97 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 53,300 | 3.87 |
| 藤 井 一 郎 | 44,000 | 3.20 |
| 藤 井 太 郎 | 42,800 | 3.11 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 36,960 | 2.68 |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行 | 33,200 | 2.41 |
| ク ロ バ ー 株 式 会 社 | 32,800 | 2.38 |

(注) 当社は、自己株式91,325株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------------|---|
| 藤井 一郎 | 取締役社長 (代表取締役) | |
| 山本 和良 | 専務取締役 | |
| 木村 宜夫 | 取締役 | 生産部長 |
| 川嶋 伸久 | 取締役 | アパレル資材部長 |
| 松尾 勇治 | 取締役 | 管理部長兼財務課長 |
| 藤井 翔太 | 取締役 | 経営企画室長 |
| 山田 善紀 | 取締役 | 税理士法人川嶋総合会計代表社員 公認会計士 株式会社トーセ 社外監査役 株式会社たけびし 社外取締役 (監査等委員) |
| 八木 康雄 | 取締役 | |
| 枚山 広幸 | 常勤監査役 | |
| 中野 雄介 | 監査役 | 清友監査法人代表社員 公認会計士 中野公認会計士事務所所長 株式会社エスケーエレクトロニクス 社外取締役 (監査等委員) NISSHA株式会社 社外監査役 ワタベウエディング株式会社 社外監査役 |
| 吉田 薫 | 監査役 | 吉田 薫法律事務所代表 弁護士 |

- (注) 1. 取締役山田善紀、八木康雄の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役中野雄介、吉田 薫の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 当社は、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当社は山田善紀氏及び八木康雄氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
4. 当社は、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当社は中野雄介氏及び吉田薫氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
5. 2018年6月28日開催の第69期定時株主総会において、松尾勇治、藤井翔太の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 松岡繁生氏は、2018年6月28日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 監査役中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 額 | 摘 要 |
|-------|-----|-----------|--------------------|
| 取 締 役 | 9 名 | 61,624 千円 | うち社外取締役 2名 7,488千円 |
| 監 査 役 | 3 | 19,668 | うち社外監査役 2名 7,488千円 |

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給人員には、2018年6月28日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
3. 報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増額分（取締役分17,440千円（うち社外960千円） 監査役分3,360千円（うち社外960千円））が含まれております。
4. 上記のほか、2018年6月28日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を取締役1名に対し45,860千円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員等の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の増加額45,080千円が含まれております。
5. 1991年3月14日開催の第41期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額1億2,000万円以内、監査役の報酬限度額は4,000万円以内であります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

| 区 分 | 氏 名 | 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 山 田 善 紀 | 当社が顧問契約を締結しております税理士法人川嶋総合会計の代表社員を兼職しておりますが、その年間契約料は同法人及び当社の営業収益からみて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。 また、株式会社トーセの社外監査役及び株式会社たけびしの社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。 |
| 監 査 役 | 中 野 雄 介 | 清友監査法人代表社員及び中野公認会計士事務所所長並びに株式会社エスケーエレクトロニクス社の社外取締役（監査等委員）、NISSHA株式会社及びワタバウエディング株式会社各社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。 |
| 監 査 役 | 吉 田 薫 | 吉田薫法律事務所の代表を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。 |

②当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 の 状 況 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 山 田 善 紀 | 当期開催された30回の取締役会の内26回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 取 締 役 | 八 木 康 雄 | 当期開催された30回の取締役会の内24回に出席し、主に企業経営に携わった豊富な経験から適宜発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 中 野 雄 介 | 当期開催された9回の監査役会の全て及び30回開催された取締役会の内22回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 吉 田 薫 | 当期開催された9回の監査役会の全て及び30回開催された取締役会の内29回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 20百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できない為、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、及びそれに基づく報酬見積もりが適切であるかを検討するとともに、会計監査の職務の執行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の額には妥当性があると判断し、同意しております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障が生じた場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を決定し、取締役会は、これを株主総会に付議いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 7,350,957 | 流 動 負 債 | 894,470 |
| 現金及び預金 | 2,939,405 | 買掛金 | 460,677 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,518,322 | リース債務 | 4,321 |
| 電子記録債権 | 143,489 | 未払金 | 131,249 |
| 商品及び製品 | 1,290,511 | 未払法人税等 | 14,504 |
| 仕掛品 | 949,979 | 賞与引当金 | 58,621 |
| 原材料及び貯蔵品 | 405,678 | 事業所改築関連費用引当金 | 105,730 |
| その他の | 115,414 | 資産除去債務 | 13,000 |
| 貸倒引当金 | △11,843 | その他 | 106,366 |
| 固 定 資 産 | 3,767,339 | 固 定 負 債 | 851,638 |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,375,639 | リース債務 | 6,702 |
| 建物及び構築物 | 1,545,821 | 繰延税金負債 | 486,790 |
| 機械装置及び運搬具 | 351,879 | 役員退職慰労引当金 | 203,502 |
| 土地 | 365,991 | 退職給付に係る負債 | 105,521 |
| リース資産 | 10,049 | 資産除去債務 | 39,492 |
| 建設仮勘定 | 68,252 | その他 | 9,630 |
| その他の | 33,644 | 負 債 合 計 | 1,746,109 |
| 無 形 固 定 資 産 | 248,003 | 純 資 産 の 部 | |
| ソフトウェア | 63,868 | 株 主 資 本 | 8,212,254 |
| 土地使用权 | 182,219 | 資本金 | 923,325 |
| その他の | 1,915 | 資本剰余金 | 758,014 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,143,697 | 利益剰余金 | 6,640,052 |
| 投資有価証券 | 866,781 | 自己株式 | △109,136 |
| 長期貸付金 | 1,308 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 457,466 |
| 長期前払費用 | 8,067 | その他有価証券評価差額金 | 254,774 |
| 繰延税金資産 | 2,353 | 為替換算調整勘定 | 300,829 |
| 保険積立金 | 184,044 | 退職給付に係る調整累計額 | △98,136 |
| その他の | 93,073 | 非 支 配 株 主 持 分 | 702,465 |
| 貸倒引当金 | △11,931 | 純 資 産 合 計 | 9,372,187 |
| 資 産 合 計 | 11,118,296 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 11,118,296 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----|-----------|-----|---------|
| 高価 | 6,401,499 | | |
| 益費 | 4,711,727 | | |
| 失 | 1,689,771 | | |
| 益 | 1,732,471 | | |
| 費 | 42,699 | | |
| 利息 | 7,495 | | |
| 当 | 25,678 | | |
| 入 | 14,160 | | |
| 入 | 18,386 | | |
| 益 | 13,836 | | |
| 入 | 9,784 | | |
| 他 | 15,006 | | 104,348 |
| 用 | 1,495 | | |
| 息 | 15,983 | | |
| 価 | 6,465 | | |
| 用 | 3,633 | | |
| 損 | 3,397 | | 30,974 |
| 他 | | | |
| 益 | | | 30,674 |
| 益 | 1,613 | | |
| 益 | 9,936 | | 11,550 |
| 失 | 4,481 | | |
| 損 | 6,394 | | |
| 失 | 75,753 | | |
| 用 | 123,029 | | |
| 他 | 8,000 | | 217,659 |
| 失 | | | 175,434 |
| 税 | 39,660 | | |
| 額 | △13,154 | | 26,506 |
| 失 | | | 201,941 |
| 益 | | | 14,555 |
| 失 | | | 216,496 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 923,325 | 758,014 | 6,944,880 | △108,914 | 8,517,306 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △86,054 | | △86,054 |
| 従業員奨励及び福利基金繰入額 | | | △2,277 | | △2,277 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) | | | △216,496 | | △216,496 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △222 | △222 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | △304,828 | △222 | △305,051 |
| 当 期 末 残 高 | 923,325 | 758,014 | 6,640,052 | △109,136 | 8,212,254 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計 |
|--------------------------------|-------------------------------|----------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 定 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 343,372 | 441,202 | △92,214 | 692,360 | 739,541 | 9,949,208 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △86,054 |
| 従業員奨励及び福利基金繰入額 | | | | | | △2,277 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) | | | | | | △216,496 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △222 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額) | △88,598 | △140,373 | △5,922 | △234,894 | △37,075 | △271,969 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △88,598 | △140,373 | △5,922 | △234,894 | △37,075 | △577,021 |
| 当 期 末 残 高 | 254,774 | 300,829 | △98,136 | 457,466 | 702,465 | 9,372,187 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 金 額 | 負 債 の 部 | | 金 額 |
|-----------------|---|------------------|------------------|---|------------------|
| 科 目 | | | 科 目 | | |
| 流動資産 | | 4,633,661 | 流動負債 | | 472,715 |
| 現金及び預金 | 金 | 1,983,071 | 買掛金 | 金 | 151,879 |
| 現受取手 | 形 | 226,639 | リース債務 | 務 | 4,321 |
| 電子記録債権 | 権 | 108,163 | 未払費用 | 金 | 104,248 |
| 売掛及び製品 | 品 | 546,338 | 未払費 | 用 | 30,042 |
| 仕掛及び貯蔵品 | 品 | 727,905 | 預り金 | 金 | 9,931 |
| 材料及び貯蔵品 | 品 | 716,357 | 賞与引当金 | 金 | 51,323 |
| 前払費用 | 用 | 86,079 | 事業所改築関連費用引当金 | 金 | 105,730 |
| 関係会社短期貸付金 | 金 | 9,866 | 資産除去債務 | 務 | 13,000 |
| そ の 他 | 金 | 157,000 | そ の 他 | | 2,238 |
| 貸倒引当金 | 金 | 72,899 | 固定負債 | | 621,840 |
| | | △658 | リース債務 | 務 | 6,702 |
| 固定資産 | | 4,253,623 | 繰延税金負債 | 債 | 391,688 |
| 有形固定資産 | | 1,174,252 | 退職給付引当金 | 金 | 4,900 |
| 建物 | 物 | 613,840 | 役員退職慰労引当金 | 金 | 192,160 |
| 構築物 | 置 | 33,875 | 資産除去債務 | 務 | 19,003 |
| 機械及び装置 | 具 | 90,501 | そ の 他 | | 7,386 |
| 車両運搬具 | 具 | 11,449 | 負債合計 | | 1,094,556 |
| 工具、器具及び備品 | 品 | 18,044 | 純資産の部 | | |
| 土地 | 地 | 330,967 | 株主資本 | | 7,537,953 |
| 建物 | 産 | 10,049 | 資本金 | 金 | 923,325 |
| 建設仮勘定 | 定 | 65,524 | 資本剰余金 | 金 | 758,014 |
| 無形固定資産 | | 63,940 | 資本準備金 | 金 | 758,014 |
| ソフトウェア | ア | 62,030 | 利益剰余金 | 金 | 5,965,751 |
| 電話加入権 | 権 | 1,909 | 利益準備金 | 金 | 209,238 |
| 投資その他の資産 | | 3,015,430 | その他利益剰余金 | 金 | 5,756,512 |
| 投資有価証券 | 券 | 866,781 | 固定資産圧縮積立金 | 金 | 637,541 |
| 関係会社株式 | 式 | 486,720 | 別途積立金 | 金 | 5,000,000 |
| 出資金 | 金 | 436 | 繰越利益剰余金 | 金 | 118,970 |
| 関係会社出資金 | 金 | 958,216 | 自己株式 | | △109,136 |
| 関係会社長期貸付金 | 金 | 394,900 | 評価・換算差額等 | | 254,774 |
| 破産更生債権等 | 権 | 6 | その他有価証券評価差額金 | 金 | 254,774 |
| 前払年金費用 | 用 | 52,375 | 純資産合計 | | 7,792,728 |
| 長期前払費用 | 用 | 7,778 | 負債及び純資産合計 | | 8,887,284 |
| 保険積立金 | 金 | 184,044 | | | |
| そ の 他 | 金 | 65,225 | | | |
| 貸倒引当金 | 金 | △1,055 | | | |
| 資産合計 | | 8,887,284 | | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | | | 金 額 | |
|-----|---|---|---|---------|-----------|
| 高 | 上 | 原 | 高 | | 3,484,215 |
| 価 | 上 | 利 | 価 | | 2,564,586 |
| 益 | 上 | 総 | 益 | | 919,628 |
| 費 | 費 | 一 | 費 | | 1,020,054 |
| 失 | 業 | 般 | 失 | | 100,426 |
| 益 | 業 | 損 | 益 | | |
| 息 | 業 | 収 | 息 | 11,414 | |
| 金 | 受 | 利 | 金 | 53,057 | |
| 入 | 受 | 当 | 入 | 14,160 | |
| 入 | 補 | 収 | 入 | 30,950 | |
| 入 | 賃 | 収 | 入 | 9,784 | |
| 他 | 売 | の | 他 | 13,011 | 132,378 |
| 用 | そ | の | 用 | | |
| 息 | 業 | 外 | 息 | 1,046 | |
| 価 | 支 | 払 | 価 | 27,997 | |
| 用 | 賃 | 料 | 用 | 6,465 | |
| 他 | 売 | 電 | 他 | 6,242 | 41,751 |
| 失 | そ | の | 失 | | 9,798 |
| 益 | 経 | 常 | 益 | | |
| 益 | 特 | 別 | 益 | | |
| 益 | 固 | 資 | 益 | 1,200 | |
| 失 | 投 | 有 | 失 | 9,936 | 11,137 |
| 失 | 資 | 価 | 失 | | |
| 損 | 固 | 産 | 損 | 472 | |
| 失 | 減 | 除 | 失 | 75,177 | |
| 用 | 事 | 損 | 用 | 123,029 | 198,679 |
| 費 | 業 | 関 | 費 | | |
| 用 | 所 | 連 | 用 | | |
| 損 | 改 | 費 | 損 | | 197,341 |
| 失 | 築 | 調 | 失 | | |
| 税 | 期 | 整 | 税 | 5,061 | |
| 額 | 前 | 額 | 額 | △21,275 | △16,214 |
| 失 | 当 | 純 | 失 | | |
| 純 | 期 | 損 | 純 | | 181,126 |
| 損 | 純 | 損 | 損 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | |
|-------------------------------|---------|-----------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 923,325 | 758,014 | 758,014 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | |
| 当期純損失 (△) | | | |
| 自己株式の取得 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額) | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — |
| 当 期 末 残 高 | 923,325 | 758,014 | 758,014 |

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------------|-----------|---------------|-----------|------------------|-----------|----------|-------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 固定資産 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 209,238 | 666,333 | 5,000,000 | 357,360 | 6,232,932 | △108,914 | 7,805,357 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △86,054 | △86,054 | | △86,054 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | △28,791 | | 28,791 | — | | — |
| 当期純損失 (△) | | | | △181,126 | △181,126 | | △181,126 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △222 | △222 |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | △28,791 | — | △238,389 | △267,181 | △222 | △267,403 |
| 当 期 末 残 高 | 209,238 | 637,541 | 5,000,000 | 118,970 | 5,965,751 | △109,136 | 7,537,953 |

(単位：千円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|------------------------------|--------------|------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 343,372 | 343,372 | 8,148,730 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △86,054 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | — |
| 当期純損失(△) | | | △181,126 |
| 自己株式の取得 | | | △222 |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額) | △88,598 | △88,598 | △88,598 |
| 事業年度中の変動額合計 | △88,598 | △88,598 | △356,002 |
| 当期末残高 | 254,774 | 254,774 | 7,792,728 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 フジックス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 坂下 藤 男[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 崎 直 人[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジックスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 フジックス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 坂下 藤 男[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 崎 直 人[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジックスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

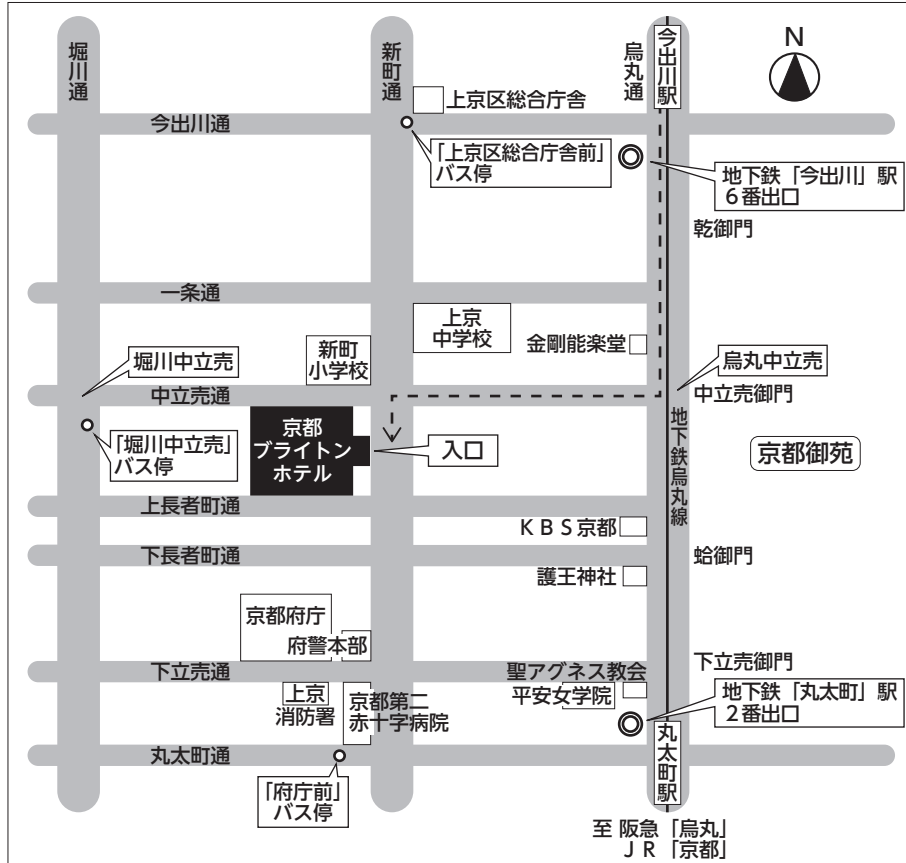
株式会社フジックス 監査役会

| | |
|-------|---------|
| 常勤監査役 | 松山 広幸 ㊟ |
| 社外監査役 | 中野 雄介 ㊟ |
| 社外監査役 | 吉田 薫 ㊟ |

以 上

株主総会会場ご案内略図

京都市上京区新町通中立売下る仕丁町330番地
京都ブライトンホテル地下1階 麗華の間
電話 075 (441) 4411 (代表)



交通機関のご案内

●地下鉄利用の場合

烏丸線今出川駅下車（6番出口）徒歩8分

なお、地下鉄烏丸御池駅—京都ブライトンホテル間のシャトルバスが20分間隔で運行されています（所要時間約7分）。